



## 要介護の方が税の障害者控除を受けるには認定書が必要です

65歳以上で介護保険の要介護・要支援認定を受けている方のうち、一定の基準を満たしている方は、税の障害者控除の対象となる場合があります。この控除の適用を受けるには、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、交付申請をしてください。

申請方法	長寿福祉課または各支所で直接申請してください。
申請期限	1月30日（金）

※すでに認定書の交付を受けている方は、その認定書を使用できます。（著しく心身の状態に変化がなければ、申請の必要はありません。）

※障害者手帳をお持ちの方は、手帳の内容で控除となりますので、認定書の交付を受ける必要はありません。

**申請・問 長寿福祉課 介護保険G ☎ 52-1111 内線 176**



## 「介護マーク」をご活用ください

認知症の方の介護は、周囲の方から見ると介護していることが分かりにくいため、誤解や偏見を持たれことがあります。

介護する方が介護中であることを周囲の方に理解してもらうために、「介護マーク」を無料で配付しています。

配付対象者	高齢者や障がいのある方を介護している方
配布場所	長寿福祉課または各支所

※首からかけられるよう、ネックストラップ付きのケースに入れて配付します。



- ・介護していることをさりげなく周囲に知ってもらいたいとき
- ・外出先でのトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき など

認知症の方や障がいのある方などを介護される際、ぜひご活用ください。

**問 長寿福祉課 高齢者支援G ☎ 52-1111 内線 175**



## 「いばらきシニアカード」はお持ちですか

県では、高齢者の皆さんが積極的に外出することで、健康増進やひとり暮らしの方の引きこもり防止につながるよう、優待カード「いばらきシニアカード」による高齢者優待制度を実施しています。

協賛店舗でカードを提示することで、料金割引やポイント加算などの特典を受けることができます。ぜひ、ご活用ください。



対象	市内在住の65歳以上の高齢者
申込方法	本人確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）を持参して、市役所長寿福祉課または各支所の窓口にお越しください。

**問 長寿福祉課 高齢者支援G ☎ 52-1111 内線 175**

### 「いばらきシニアカード」の協賛店舗を募集しています

協賛店舗には、約3,700店舗が登録しており、カードをお持ちの高齢者に様々な優待サービスを提供しているほか、「高齢者に優しいお店・施設」として、日常的な声かけなども協力しています。

地域、企業、行政が一体となって高齢者を支え合う社会をつくるため、ぜひ協賛店舗への登録をお願いします。

○登録方法 茨城県福祉部  
長寿福祉課へ  
ご連絡ください。



▲県ホームページ

**問 茨城県福祉部 長寿福祉課 長寿企画・援護G ☎ 029-301-3326**